

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年1月15日学長裁定)

旭川医科大学情報公開実施要項の一部を改正する要項

旭川医科大学情報公開実施要項（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/divu003e

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(開示等の決定)</p> <p>第5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第14条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するとき</p> <p><u>ア</u> 法第14条第1項にあつては別紙様式第5—1号により当該第三者に通知</p> <p><u>イ</u> 法第14条第2項にあつては別紙様式第5—2号により当該第三者に通知</p> <p>(略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第9 手数料等の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める額とする。</p> <p>(1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円</p> <p>(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別、中欄に掲げる開示の実施の方法ごとに、同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受け</p>	<p>(略)</p> <p>(開示等の決定)</p> <p>第5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第14条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するとき</p> <p><u>イ</u> 法第14条第1項にあつては別紙様式第5—1号により当該第三者に通知</p> <p><u>ロ</u> 法第14条第2項にあつては別紙様式第5—2号により当該第三者に通知</p> <p>(略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第9 手数料等の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める額とする。</p> <p>(1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円</p> <p>(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別、中欄に掲げる開示の実施の方法ごとに、同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受け</p>

る場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて、既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を越えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

(略)

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第8第2項，第9第1項第2号関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203mm，横254mmのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額
カ スキャナにより読		1枚につき100円に当該

る場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて、既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を越えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

(略)

別表（第8第2項，第9第1項第2号関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203mm，横254mmのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額
ヘ スキャナにより読		1枚につき100円に当該

	み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	ア 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ウ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円，A2判については370円，A1判については690円）
3 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm，横254mmのものに

	み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円，A2判については370円，A1判については690円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm，横254mmのものに

		ついては、430円)
4 スライド (9の項に該当するものを除く。)	ア 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円 (縦203mm, 横254mmのものについては、1,300円)
5 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録 (5の項, 6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	(削除)	(削除)
	オ 光ディスク (日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額

		ついては、430円)
4 スライド (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円 (縦203mm, 横254mmのものについては、1,300円)
5 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録 (5の項, 6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ <u>フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</u>	<u>1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額</u>
	ヘ 光ディスク (日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額

	mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
カ	光ディスク(日本産)に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
キ	幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
ク	幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円, 国際規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円, 10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
ケ	幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円, 国際規格15757に適合するものについて

	mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
ト	光ディスク(日本産)に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
チ	幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
リ	幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円, 国際規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円, 10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
ヌ	幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円, 国際規格15757に適合するものについて

		は3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	コ 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129, X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円, 1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	ア 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16mm映画フィルムについては13,000円, 35mm映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16mm映画フィルムについては3,200円, 35mm映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(注)	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては, 5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ウ若しくはエ, 2の項ウ又は7の項ウ若しくはエの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算定する。		

		は3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129, X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円, 1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16mm映画フィルムについては13,000円, 35mm映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16mm映画フィルムについては3,200円, 35mm映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(注)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては, 5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ, 2の項ハ又は7の項ハの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算定する。		

(注) スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合。

(略)

**【改正理由】**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の改正に伴い、開示の実施の方法からフレキシブルディスクカートリッジに関する項目を削除するとともに、規定の整備を図るものである。

(注) スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合。

(略)